

可児市「生涯学習 楽・学講座」について

可児市「生涯学習 楽・学講座」は、市民の皆さんが自主的・主体的に活動している生涯学習を通じた「地域づくり」「仲間づくり」を応援し、楽しく・学んでもらう出前講座です。

【市民講師編】、【行政編】があり、市民講師の専門知識を生かした講座、行政の取り組みや情報などの講話をお届けします。

- ◆ 申込ができる人
市内に在住・在勤・在学する概ね10人以上で構成された団体・サークル

- ◆ 費用
講師料等の費用はかかりません。ただし講座によっては、材料費が必要となる場合があります。

- ◆ 開催時間と場所
午前10時～午後9時までの内の2時間以内。開催場所は市内とします。

- ◆ 申込方法
 - ① 講師の派遣を希望する団体の代表者は、別表の「講座メニュー」の中から選び、原則として、開催する日の3週間前までに、「生涯学習 楽・学講座申込書」を事務局（生涯学習担当課）に提出してください。

 - ② 申込書は、各連絡所・公民館・生涯学習担当課に備え付け、または市ホームページからダウンロードできます。

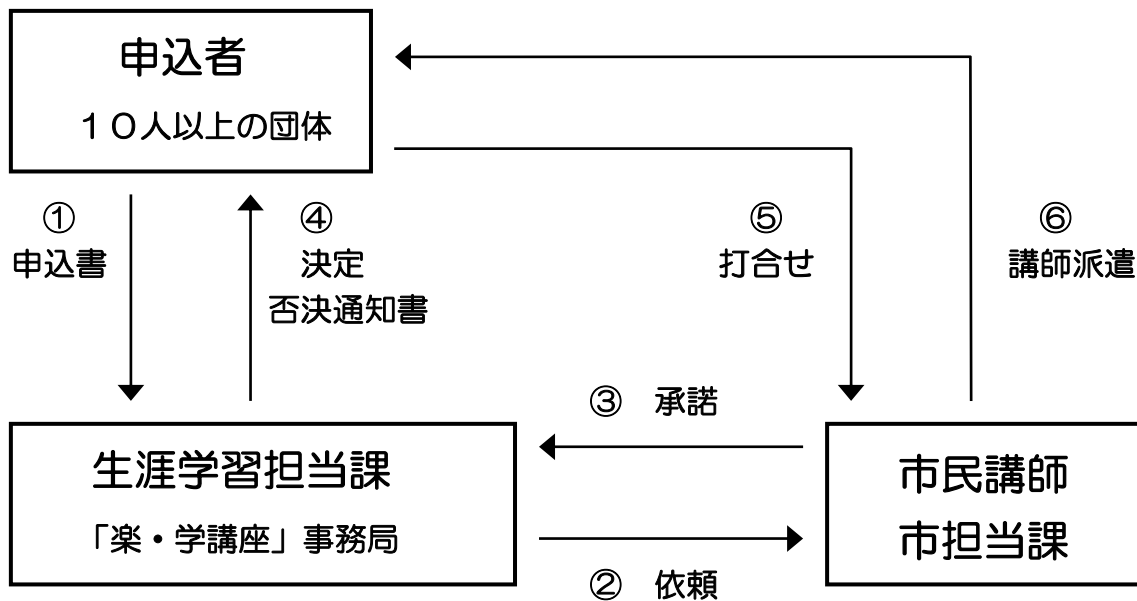
 - ③ 開催する場所の手配や準備などは、申込者が行ってください。

- ◆ 講師の派遣を許可しないとき
 - ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

 - ② 政治、営利等を目的とした集会等であると認めるとき。

 - ③ 講座の目的に反し、講師の派遣が適当でないとき。

「生涯学習 楽・学講座」申込方法



【事務の流れ】

- ① 実施したい3週間前に、メニューの中から選び、「申込書」を事務局に提出する。「申込書」は市役所・各公民館・連絡所に備え付け、またはホームページからダウンロードする。
- ② 事務局から市民講師または市担当課（以下、市民講師等）へ「申込書」を添えて依頼する。
- ③ 市民講師等は、日時・内容等を考慮して、承諾等に関し、事務局に連絡する。必要に応じて、条件を付記する。
- ④ 事務局は、市民講師等からの連絡を受け、申込者に「決定・否決通知書」を送付する。
- ⑤ 必要に応じ、申込者と市民講師等で詳細の連絡・調整を行う。
- ⑥ 公民館、学校、集会所などの会場へ市民講師等が出向く。